

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	JCOMマーケティング株式会社 東京都千代田区丸の内1-8-1
工事等の名称	位置情報サービス（KDDI Location Analyzer）ライセンス利用
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	利用料
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	5,676,000円
工事等の概要	客観的なエビデンスに基づく政策立案推進のための、位置情報サービス（KDDI Location Analyzer）の利用
随意契約の理由	政府は令和6年度に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に示されるビックデータや統計データなどの定量的かつ客観的なエビデンスに基づく政策立案（EBPM）の徹底を示し、計画策定や業務の評価、規制・制度改正の取組など多方面で活用され、重要度が高まっている。 本市においても、地域・性・年代別の「日本人来訪者及び外国人来訪者、通行・滞在人口ビックデータ等」を活用することにより、客観的で適切なデータに基づき事業や業務の方向性検討・評価、現状分析などが可能となる。また、効果的な行政運営や事務事業を行う EBPM として活用し、さらに取得したビックデータを市民や企業へ提供することにより、地域課題の可視化や新たなサービス創出が期待でき、市の活性化につながるため、ライセンスを導入するものであり、以下の要件を満たす必要がある。 1 少子高齢化や若年層の都市部集中など、地域特有の課題に即した精緻な分析が求められ、特に、観光施策や子育て支援施策の検討においては、訪問者や居住者の属性を把握することにより、対象層を明確にし、

効果的な施策を講じるため、単なる人流データのみならず、性別や年代別などの属性情報を含むデータの取得ができること。

2 事業者から提供されるデータは、個人を特定できない形で統計化されたものであり、個人情報保護の観点からも法的・倫理的に問題がないこと。

3 国内大手の特定回線事業者のユーザーを対象としたデータ収集・解析が可能であり、十分なデータ母数と高い信頼性を有し、境域範囲で取得した属性情報（性別・年代・居住地）が付加された高精度な位置情報であること。

また、本業務にかかる業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大であり、株式会社ジェイコム千葉にあっては、KDDI 株式会社と同一条件で提供可能な地場流通窓口であり、松戸市内に拠点がある唯一の販売代理店である。また、他自治体における豊富な導入実績を有し、自治体でのデータ活用支援実績も多く、本業務を履行させるのに最も適当な事業者であるといえる。さらに、株式会社ジェイコム千葉は、本市が株式を保有する企業であり、価格の透明性や妥当性が確保され、適正な価格での契約が可能である。

従って、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社ジェイコム千葉を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積を徴するものとする。